

私立高等学校等入学金軽減事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内の私立高等学校（全日制）、私立中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）（以下「高等学校等」という。）に入学し、経済的理由により修学が困難である者（以下「対象生徒」という。）の奨学と保護者の教育費負担の軽減を図るため、高等学校等を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）が行う対象生徒に係る入学金軽減事業に要する経費について、当該学校法人に対し、予算の範囲内において私立高等学校等入学金軽減事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「保護者等」とは、生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）をいい、対象生徒が高等学校等に入学した日の時点での者をいう。

2 この要綱において「対象生徒」とは、以下の要件を満たす者をいう。

(1) 保護者等が県内に住所を有する者

(2) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 この補助金の補助対象となる経費は、学則に定める本来納付すべき入学金の額から、対象生徒について、学校法人が入学金の減免を行った経費とし、補助金の額は、別表の「補助対象額」欄（補助対象上限額を超える場合にあっては、「補助対象上限額」欄）の額とする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出部数は1部、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

(申請書添付書類)

第5 規則第3条第2項の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 私立高等学校入学金軽減事業補助金事業計画書（別記様式第2号）

(2) 収支予算書（軽減分のみ抜粋）

(3) 入学金減免規程

(4) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第6 規則第4条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金に係る事業計画

を変更しようとするときは、私立高等学校入学金軽減事業補助金事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（実績報告）

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書（以下「報告書」という。）の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出部数は1部とする。

（報告書添付書類）

第8 規則第12条第1項の規定により報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1） 私立高等学校入学金軽減事業補助金事業成績書（別記様式第2号に準ずること。）
- （2） 収支決算書（補助事業に係る収支が記載されたもの）
- （3） その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、規則第15条ただし書の規定に基づき概算払により交付することがある。

2 概算払で交付を受けようとする者は、別記様式第5号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月23日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(別 表)

区 分	保護者等の所得要件	補助対象額	補助対象上限
生業 扶助	保護者等が、入学金減免を受ける年度において生活保護（生業扶助）を受給している者	学校法人等が生徒に対し入学金の減免を行った額	入学金の10割と50,000円のいずれか低い額から、県立高等学校の入学料相当を除算した額
第1種	保護者等が、入学金減免を受ける年度分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者（「生業扶助」区分を除く）	学校法人等が生徒に対し入学金の減免を行った額	入学金の10割と50,000円のいずれか低い額
第2種	保護者等の、入学金減免を受ける年度分の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が100円以上257,500円未満の者	学校法人等が生徒に対し入学金の減免を行った額	入学金の5割と25,000円のいずれか低い額